

令和4（2022）年度第1回 栃木県地域医療対策協議会	資料4
令和4（2022）年9月28日（水）	

令和5（2023）年度における県養成医師の状況について

栃木県保健福祉部医療政策課
（とちぎ地域医療支援センター）

1. 令和5年度における県養成医師（臨床研修修了者）の状況

R4.9.28時点見込み（単位：人）

区分／診療科	主要8科（従来から選択可能としていた診療科）								主要8科以外					未定	合計	
	内科	外科	整形	産科	麻酔科	小児科	救急科	総診	精神科	脳外	泌尿器	眼科	病理			皮膚科
①自治卒医	8	6	4	4	2	3	1	2	1	0	1	1	0		2	35
専攻医1年目		1				1					1				2	5
専攻医2年目	1	1	1	1					1							5
専攻医3年目	2		1					1				1				5
専攻医4年目					1											1
専門医等	5	4	2	3	1	2	1	1								19
②獨協地域枠医師	12	5	1	2	0	3	4	0	3	1	2	0	1	1	4	39
専攻医1年目	2						1		1					1	4	9
専攻医2年目	4	1		1		1					1					8
専攻医3年目	1		1			2	1		2	1						8
専攻医4年目											1					1
専門医等	5	4		1			2						1			13
③修学資金			2	3		4										9
専攻医3年目						1										1
専門医等			2	3		3										8
合計（①+②+③）	20	11	7	9	2	10	5	2	4	1	3	1	1	1	6	83

※区分欄の「修学資金」とは、栃木県独自の医師修学資金の貸与を受けた医師（診療科は、産科、小児科、整形外科の3科）

【再掲】

区分／診療科	内科	外科	整形	産科	麻酔科	小児科	救急科	総診	精神科	脳外	泌尿器	眼科	病理	皮膚科	未定	合計
専攻医	10	3	3	2	1	5	2	1	4	1	3	1	0	1	6	43
専門医等	10	8	4	7	1	5	3	1	0	0	0	0	1	0	0	40

- 令和5年度の県養成医師数（臨床研修修了者）は83名となる見込み。このうち、大学病院で専門研修を受ける者もいるため、公的医療機関等へ派遣できる医師は60名程度を想定。
- 県養成医師のうち43名は専門研修プログラムを履修中の専攻医であり、専門医の取得に配慮するため、専門研修連携施設へ派遣する必要がある。
- 令和元年度から、選択できる診療科の制限を廃止したことにより、従来から選択を認めていた主要8科以外の診療科を選択する医師も増加してきている。

2. 令和5年度における県養成医師の派遣希望

①県養成医師の派遣希望調査の実施について

- 県養成医師の効果的な派遣に資するため、公的医療機関等に対して、令和5年度における県養成医師の派遣希望に関する調査を実施。
- 調査対象は、現時点で県養成医師の派遣対象先となり得る公的医療機関等（別表のとおり）。ただし、次の医療機関は調査対象から除いている。
各へき地診療所、塩原温泉病院（派遣人数が明確なため）
自治医科大学附属病院、獨協医科大学病院（派遣事由は、専門研修の履修に限られるため）
- 調査対象とした19病院のうち、17病院から回答あり。各医療機関からの派遣希望数の合計は、②のとおり。

②調査結果（県養成医師の派遣希望）について

診療科	内科	外科	整形	産科	麻酔科	小児科	救急科	総診	精神科	脳外	泌尿器	眼科	病理	皮膚科	合計
派遣希望数	37	12	12	17	9	8	7	6	2	3	4		3		120

このほか、診療科未定の
医師6名

③県養成医師数と派遣希望数との比較

診療科	内科	外科	整形	産科	麻酔科	小児科	救急科	総診	精神科	脳外	泌尿器	眼科	病理	皮膚科	合計
養成医師数(A)	20	11	7	9	2	10	5	2	4	1	3	1	1	1	77
派遣希望数(B)	37	12	12	17	9	8	7	6	2	3	4		3		120
(A) - (B)	▲ 17	▲ 1	▲ 5	▲ 8	▲ 7	2	▲ 2	▲ 4	2	▲ 2	▲ 1	1	▲ 2	1	▲ 43

- 公的医療機関等からの派遣希望数の合計は120名であり、派遣可能な県養成医師数（60名程度）を大きく上回る。
- 公的医療機関等からの派遣希望が多い診療科は、内科、産科、外科、整形外科、麻酔科の順となっているが、このうち外科を除く4つの診療科では、派遣希望に対し、県養成医師数が大きく不足している状況にある。
- 一方、精神科及び眼科にあっては、公的医療機関側からの派遣希望数が県養成医師数を下回っている。（なお、皮膚科の医師については、令和5年度は大学で研修の予定）

(別表) 県養成医師の派遣対象となり得る公的医療機関等の一覧

保健医療圏		医療機関名	公立公的 医療機関	災害 拠点病院	へき地医療 拠点病院	地域医療 支援病院	備考
宇都宮	1	済生会宇都宮病院	○	○		○	
	2	NHO栃木医療センター		○		○	
	3	JCHOうつのみや病院		○			
	4	栃木県立岡本台病院	○				
	5	栃木県立がんセンター	○				
	6	栃木県立リハビリテーションセンター	○				
	7	NHO宇都宮病院				○	
県西	8	上都賀総合病院	○	○	○		
	9	獨協医科大学日光医療センター		○	○	○	
	10	日光市民病院			○		
	11	湯西川診療所	○				
	12	栗山診療所	○				
県東	13	芳賀赤十字病院	○	○	○	○	
県南	14	新小山市民病院	○	○			
	15	自治医科大学附属病院		○			専門研修の履修に限り派遣
	16	獨協医科大学病院		○			専門研修の履修に限り派遣
	17	とちぎメディカルセンターしもつが				○	
県北	18	国際医療福祉大学塩谷病院		○			
	19	那須赤十字病院	○	○	○	○	
	20	那須南病院	○		○		
	21	塩原温泉病院					へき地診療所扱い、自治卒医のみ派遣可
両毛	22	足利赤十字病院	○	○		○	
	23	佐野厚生総合病院	○	○		○	
	24	佐野市民病院			○		
	25	飛駒診療所	○				